

入札参加者の皆様へ

お 知 ら せ

「設計図書」をダウンロードしないで入札した場合、入札は無効です。

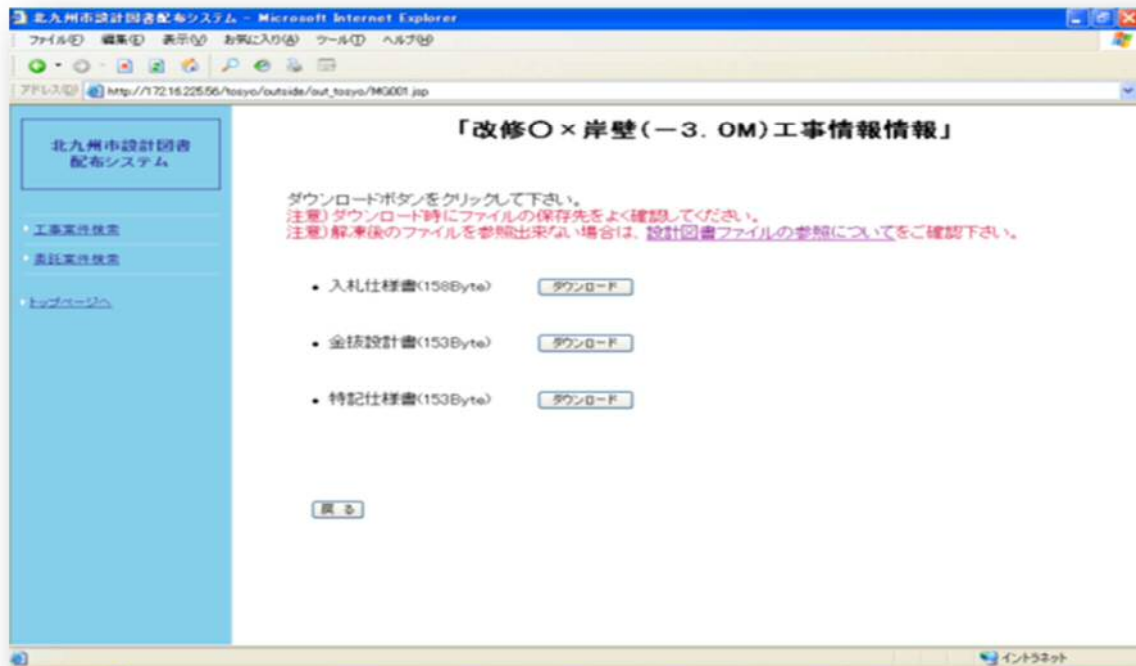
1 指名競争入札

従前からの取扱いを明確にするため

- 北九州市電子入札実施要領
 - 電子入札心得（指名競争入札・工事用）
 - 電子入札心得（指名・委託用）
- を改正し

「設計図書」を「北九州市設計図書配布システム」からダウンロードしないで入札した場合、入札を無効とすることを明記しました。

(北九州市設計図書配布システムからダウンロードするイメージ)



2 施行日

平成 27 年 11 月 20 日以降に指名通知する案件から

※ なお、一般競争入札は、これまでどおり、公告文に指定された期間に「設計図書」を「北九州市設計図書配布システム」からダウンロードしない場合、入札に参加できません。

制度の内容について 問い合わせは契約室管理課（093-582-2545）
個別の案件について 問い合わせは契約室契約課（093-582-2256）

北九州市電子入札実施要領

平成16年12月1日
最終改正
平成27年11月20日

目次

第1章 総則

第2章 共通事項

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市契約規則第16条の2（第18条及び第20条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市における入札に関する手続きを電子入札により行う場合において、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 入札案件の登録から入札参加申込や入札並びに落札者の決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をインターネットを利用して処理を行うシステムのことをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。
- (3) 認証局 電子署名法でICカードを発行することを認められた機関をいう。
- (4) ICカード 認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (5) 入札者 有資格業者名簿に記載されている有資格業者の代表者（受任地を設定している場合は、その受任者）をいう。

第2章 共通事項

(一般競争入札の公告)

第3条 市長は、一般競争入札を電子入札で行うときは、入札書（入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の受付開始日の前日から起算して10日前までに市公報又は掲示場その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合は、その期間を5日に短縮することができる。

2 特定調達契約に係る一般競争入札においては、前項中「10日前」とあるのは「40日前（一連の調達契約のうち、その最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告を24日前までに行う旨記載した場合における当該最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）」と、「市公報又は掲示場その他の方法」とあるのは「北九州市公報」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えて適用するものとする。

3 第1項の公告には、次の事項を掲載するものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格事項

- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札書の受付期間並びに開札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効入札に関する事項
- (7) その他入札に必要な事項

(入札方法)

第4条 入札者は、市長が指定する入札書の受付期間に、入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付したうえで、電子入札システムにより提出しなければならない。

2 前項に定める入札書の受付期間は、原則として3日間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とするものとする。

3 入札書は、電子入札システムに記録された時点で提出があったものとし、その旨を入札書受信確認通知書により通知するものとする。

(入札の中止等)

第5条 電子入札システムに障害が発生し、入札事務が不可能となった場合は、入札の中止、延期又は取消を行うものとする。

2 前項の場合においては、入札書の受付締切日の延期や市長の指定する入札方法への移行等の方法で臨機に対応するものとする。

(入札の辞退)

第6条 入札者は、当該入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合には、市長の承諾を得て、書面により提出することができる。

2 前項の届出は、入札者が入札書を提出するまでの間に行うことができる。

(開札)

第7条 市長は、開札を予定日時以降、電子入札システムにより速やかに行う。なお、入札者及び当該入札事務に関係のない職員の立会いは行わないものとする。

(開札の異議)

第8条 入札者は、契約規則第11条の規定にかかわらず、開札の結果について異議申立てをすることができる。

2 前項に規定する異議申立ては、開札日の翌日までに行わなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第9条 第7条に規定する開札の結果、くじ引きにより落札者を決定する必要があるときは、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 入札者が、代理人をもってくじを引く場合は、あらかじめ委任状を提出しなければならない。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないとき

- (3) 入札保証金を納付しないときまたはその額が不足するとき
- (4) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき
- (5) 入札者が協定して入札したと認められるとき
- (6) 入札に際し不正の行為があったとき
- (7) ICカードの登録完了通知を受けていないICカードで入札を行ったとき
- (8) ICカードの失効等により開札できなかったとき
- (9) 認証局が発行したICカードに不正な手段により改ざんされた事項を含むとき
- (10) ICカードを不正に取得した者が入札をしたとき
- (11) 開札時までに入札参加資格を失ったとき
- (12) 開札日の前日までに指名停止処分を受けたとき
- (13) 設計図書を指定する方法により入手しなかった場合、または違反した場合
- (14) その他北九州市契約規則及び関係諸規程に規定する事項に違反して入札をしたとき
(その他)

第11条 入札参加者の資格、入札保証金、入札条項の熟知、入札の中止、予定価格の決定、落札の通知及び取消並びに入札者の指名等の入札執行に必要な事項で、この要領に特に定めのないものは、北九州市契約規則に定めるところによる。

付 則

- 1 この要領は、平成16年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成19年12月26日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成26年4月16日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成27年11月20日から施行する。

電子入札心得（指名競争入札・工所用）

（最終改正 平成27年11月20日）

北九州市が電子入札で行う、建設工事における指名競争入札は、地方自治法、同法施行令、本市契約規則、電子入札実施要領、電子入札運用基準及びその他関係法令に定めるもののほか、この電子入札心得によって執行する。

電子入札参加者は、この心得を事前に良く読み、間違いのないようにすること。

1 全般的な留意事項

- (1) 入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札価格等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (2) 入札参加者は、ICカードの保管又は取扱いに関して十分な注意を払うこと。ICカードを他の入札参加者等に譲渡若しくは、貸与するなどの不正使用を行った者又は同一場所で他の入札参加者と協同して入札を行うなどの公正な競争を妨げる行為を行った者は、入札参加資格を取り消すものとする。
- (3) 入札書の提出は、電子入札システムで行うこと。ただし、ICカードの未取得や汚破損等の場合、又はパソコン・インターネット環境のシステム障害などのやむを得ない理由がある場合には、電子入札サブシステムを利用することができる。このとき、必ず、契約室管理課に電話連絡の上、入札書提出締切日の前日までに利用申請書を提出すること。
- (4) 入札参加者は、コンピューターウイルスの感染予防としてウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じること。また、入札時には、ウイルスチェック済みの電子ファイルを提出すること。

2 指名通知書の確認

- (1) 入札執行については、電子入札システムで送信された指名通知書の内容をよく確認すること。
- (2) 指名通知書の確認後、電子入札システムで受領確認書を送信すること。

3 設計図書の入手

- (1) 入札に参加する場合は、設計図書を必ず入手すること。
- (2) 設計図書は、原則として北九州市設計図書配布システムからダウンロードすること。
- (3) 設計図書（CD-R）の購入ができる案件については、その旨を指名通知書に記載しているため、購入を希望する場合は、指名通知書で指定された期間及び場所で、設計図書（CD-R）を購入すること。このとき、指名通知書の写しを持参し、提出すること。なお、指定された期間以外での購入はできない。
- (4) 入手した設計図書を他人に譲渡、販売又は貸与しないこと。また、入札金額の積算目的以外で使用しないこと。
- (5) 他の入札参加者等から設計図書を取得、購入又は借用しないこと。

4 内訳書の作成

見積にあたっては、設計図書の内容をよく確認し、内訳書を作成すること。

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、電子入札システムで入札金額が入力され、かつ、内訳書が添付されたもの（内訳書の添付を指示している場合に限る。）を有効な入札書として取り扱うものとする。
- (2) 入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書の提出を行うこと。
 - ① 契約金額は、入札書に入力された金額に100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力すること。
 - ② 入札金額は、内訳書の合計金額と同一にすること。
 - ③ 入札書は、内訳書の合計金額と照合した上で、入力を正確に行い、入札書提出内容を確認した後、必ず印刷すること。
 - ④ 印刷した入札書の入札金額に間違いがないか確認した後、入札書を送信すること。
 - ⑤ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認を行い、印刷すること。
 - ⑥ さらに、入札書が正常に受領されたことを、入札書受付票により確認を行い、印刷すること。
 - ⑦ ③、⑤、⑥で印刷した書類は、落札者決定通知書が到着するまで保管しておくこと。
 - ⑧ 入札書の提出は、入札書提出締切日時までに完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- (3) 提出された入札書及び内訳書の撤回及び訂正等は、一切認めない。

6 入札の辞退

- (1) 入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (3) 入札を辞退する場合は、電子入札システムで辞退届を送信すること。ただし、提出された辞退届の撤回は一切認めない。
- (4) 共同企業体の場合は、共同企業体としての辞退はできるが、企業体構成員の一員からの辞退はできない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書が入札書提出締切日時までに到着しないとき。
- (3) 内訳書の添付を指示している工事について、内訳書を添付せずに入札書を提出したとき。
- (4) 入札書の記載事項について判読できないとき。
- (5) 電子入札と電子入札サブシステムの双方から入札書を提出したとき。
- (6) 予定価格を超える金額で入札したとき。
- (7) 最低制限価格を設定している工事について、最低制限価格を下回る金額で入札したと

き。

(8) ICカードの登録完了通知を受けていないICカードで入札したとき。

(9) ICカードの失効等により開札できなかったとき。

(10) 開札日の前日までに、指名停止処分を受けたとき。

(11) 設計図書を3(1)～(3)に規定する方法により入手しなかった場合、または同(4)、(5)に違反した場合。

(12) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

8 入札参加者の責任

電子入札において、入札書は、送信データが北九州市電子入札システムに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、入札書の提出後に表示される受信確認通知により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷を行うこと。

なお、提出後に受信確認通知が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は、契約室管理課に電話連絡を行うこと。

9 入札（開札）の中止等

入札者が連合して入札したと認められるとき、その他入札に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、入札（開札）を中止し、延期し又は無効とすることがある。

10 落札の決定

(1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とし、低入札価格調査を実施する場合は、調査基準価格を下回り有効な入札をした者又は調査基準価格を下回り有効な入札をした者で北九州市建設工事等総合評価落札方式実施要領第4条第2項に規定する評価値の最も高い者を最初の落札候補者とし、低入札価格調査を実施した後に、落札者を決定する。

(2) 2者以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。くじの実施については、原則として開札日に、契約担当課にて行うものとする。

11 契約書の交付について

契約書は、原則として開札日の翌開庁日に契約担当課で交付する。

12 異議の申立て

設計図書及び指名通知書の内容に疑義があるときは、入札前に関係職員に説明を求めること。入札した者は、入札後、設計図書及び指名通知書の内容についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

電 子 入 札 心 得 （指名・委託用）

（最終改正 平成27年11月20日）

北九州市が電子入札で行う、工事に係る設計、測量及び調査等業務委託における指名競争入札は、地方自治法、同法施行令、本市契約規則、電子入札実施要領、電子入札運用基準及びその他関係法令に定めるもののほか、この電子入札心得によって執行する。

電子入札参加者は、この心得を事前に良く読み、間違いのないようにすること。

1 全般的な留意事項

- (1) 入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札価格等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (2) 入札参加者は、ICカードの保管又は取扱いに関して十分な注意を払うこと。ICカードを他の入札参加者等に譲渡若しくは、貸与するなどの不正使用を行った者又は同一場所で他の入札参加者と協同して入札を行うなどの公正な競争を妨げる行為を行った者は、入札参加資格を取り消すものとする。
- (3) 入札書の提出は、電子入札システムで行うこと。ただし、ICカードの未取得や汚破損等の場合、又はパソコン・インターネット環境のシステム障害などのやむを得ない理由がある場合には、電子入札サブシステムを利用することができる。このとき、必ず、契約室管理課に電話連絡の上、入札書提出締切日の前日までに利用申請書を提出すること。
- (4) 入札参加者は、コンピューターウイルスの感染予防としてウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じること。

2 指名通知書の確認

- (1) 入札執行については、電子入札システムで送信された指名通知書の内容をよく確認すること。
- (2) 指名通知書の確認後、電子入札システムで受領確認書を送信すること。

3 設計図書の入手

- (1) 入札に参加する場合は、設計図書を必ず入手すること。
- (2) 設計図書は、原則として北九州市設計図書配布システムからダウンロードすること。
- (3) 入手した設計図書を他人に譲渡、販売又は貸与しないこと。また、入札金額の積算目的以外で使用しないこと。
- (4) 他の入札参加者等から設計図書を取得、購入又は借用しないこと。

4 入札書の提出方法

- (1) 入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書の提出を行うこと。
 - ① 契約金額は、入札書に入力された金額に100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する

金額を入札書に入力すること。

- ② 入札書は、入力を正確に行い、入札書提出内容を確認した後、必ず印刷すること。
 - ③ 印刷した入札書の入札金額に間違いがないか確認した後、入札書を送信すること。
 - ④ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認を行い、印刷すること。
 - ⑤ さらに、入札書が正常に受領されたことを、入札書受付票により確認を行い、印刷すること。
 - ⑥ ②、④、⑤で印刷した書類は、落札者決定通知書が到着するまで保管しておくこと。
 - ⑦ 入札書の提出は、入札書提出締切日時までに完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- (2) 提出された入札書の撤回及び訂正等は、一切認めない。

5 入札の辞退

- (1) 入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (3) 入札を辞退する場合は、電子入札システムで辞退届を送信すること。ただし、提出された辞退届の撤回は一切認めない。
- (4) 共同企業体の場合は、共同企業体としての辞退はできるが、企業体構成員の一員からの辞退はできない。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書が入札書提出締切日時までに到着しないとき。
- (3) 入札書の記載事項について判読できないとき。
- (4) 電子入札と電子入札サブシステムの双方から入札書を提出したとき。
- (5) 予定価格を超える金額で入札したとき。
- (6) ICカードの登録完了通知を受けていないICカードで入札したとき。
- (7) ICカードの失効等により開札できなかったとき。
- (8) 開札日の前日までに、指名停止処分を受けたとき。
- (9) 設計図書を3(1)、(2)に規定する方法により入手しなかった場合、または同(3)、(4)に違反した場合。
- (10) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

7 入札参加者の責任

電子入札において、入札書は、送信データが北九州市電子入札システムに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、入札書の提出後に表示される受信確認通知により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷を行うこと。

なお、提出後に受信確認通知が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は、契約室管理課に電話連絡を行うこと。

8 入札（開札）の中止等

入札者が連合して入札したと認められるとき、その他入札に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、入札（開札）を中止し、延期し又は無効とすることがある。

9 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 2者以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。くじの実施については、原則として開札日に、契約担当課にて行うものとする。

10 契約書の交付について

契約書は、原則として開札日の翌開庁日に契約担当課で交付する。

11 異議の申立て

設計図書及び指名通知書の内容に疑義があるときは、入札前に関係職員に説明を求めること。入札した者は、入札後、設計図書及び指名通知書の内容についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。